

飲食店への営業時間短縮の第9次要請（対象区域の追加） ～まん延防止等重点措置を実施すべき区域に追加～

1 実施期間(要請期間)・対象区域 【対象区域の追加】

令和4年1月21日（金）午前0時 ～2月13日（日）午後12時（8市6町）	令和4年1月25日（火）午前0時 ～2月13日（日）午後12時（2町）	令和4年 2月2日（水） 午前0時 ～ 2月13日（日） 午後12時（1町）																		
<table border="1"> <tr><td>高松市</td><td>丸亀市</td><td>坂出市</td></tr> <tr><td>善通寺市</td><td>観音寺市</td><td>さぬき市</td></tr> <tr><td>東かがわ市</td><td>三豊市</td><td>土庄町</td></tr> <tr><td>小豆島町</td><td>三木町</td><td>宇多津町</td></tr> <tr><td>琴平町</td><td>多度津町</td><td></td></tr> </table>	高松市	丸亀市	坂出市	善通寺市	観音寺市	さぬき市	東かがわ市	三豊市	土庄町	小豆島町	三木町	宇多津町	琴平町	多度津町		<table border="1"> <tr><td>綾川町</td><td>まんのう町</td></tr> </table>	綾川町	まんのう町	<table border="1"> <tr><td>直島町</td></tr> </table>	直島町
高松市	丸亀市	坂出市																		
善通寺市	観音寺市	さぬき市																		
東かがわ市	三豊市	土庄町																		
小豆島町	三木町	宇多津町																		
琴平町	多度津町																			
綾川町	まんのう町																			
直島町																				

2 根拠 特措法第31条の6第1項、第24条第9項

3 対象 対象区域(香川県全域:8市9町)において、食品衛生法に基づく営業許可を得て、飲食店又は喫茶店の営業を行っている店舗
 ✓ 小売りを営業主体とする場合や宅配・テイクアウト専門店等は除く

4 要請の内容

対象店舗	かがわ安心飲食店認証制度の『認証店』		『非認証店』
要請の内容	✓ 夜間営業している飲食店に対し、営業時間短縮の要請		
	✓ 営業時間は、午前5時から 午後9時まで に限る	✓ 営業時間は、午前5時から 午後8時まで に限る	✓ 営業時間は、午前5時から 午後8時まで に限る
	✓ 『酒類の提供』は 午後8時まで	✓ 『酒類の提供(客の店内持込みを含む)を行わない』よう要請	✓ 『酒類の提供(客の店内持込みを含む)を行わない』よう要請
	→ 『認証店』については、上記の何れかを継続して選択することを可能とする		—
	✓ 同一グループの同一テーブルでの 5人以上の会食を避ける よう協力要請 (認証店のうち、ワクチン・検査パッケージ制度登録店舗で、対象者全員検査を実施した場合を除く)		

飲食店を経営されている皆様には、9度目の要請となり、ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。